

平成 22 年 12 月 13 日
地方独立行政法人
東京都健康長寿医療センター

入院時食事療養提供業務及び食堂・喫茶運營業務委託における
優先交渉権者及び次点者(第二優先交渉権者)の決定について

入院時食事療養提供業務及び食堂・喫茶運營業務委託審査委員会（以下、「審査委員会」という。）は、参加表明者（以下、「参加者」という。）から提出された提案書を、審査委員会において決定された審査基準及び手順に従い、「入院時食事療養提供業務及び食堂・喫茶運營業務委託」への参加者によるプレゼンテーション及び参加者に対する質疑応答を行うとともに、厳正かつ公平に審査した結果、次の優先交渉権者及び第二優先交渉権者と決定いたしました。

優先交渉権者	富士産業株式会社
第二優先交渉権者(次点)	日清医療食品株式会社